

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部改正に
ついて

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を次のように改正
する。

2020年（令和2年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正
する条例

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（平成16年藤沢市条例
第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号イ中「令和2年3月31日」を「令和7年3月31日」に改
め、同項第2号アを次のように改める。

ア 新築又は増築する部分に係るホテルの規模又は施設が次の(ア)から(ウ)ま
でのいずれかに該当すること。

(ア) 客室の数が80室以上であり、かつ、平均客室面積が13平方メートル
以上確保されること。

(イ) 客室の数が30室以上であり、かつ、平均客室面積が18平方メートル
以上確保されること。

(ウ) 客室の数が45室以上であり、かつ、多目的ホール（床面積350平方
メートル以上のものに限る。以下同じ。）を備えること。

第3条第2項第2号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、同号オ中「ウ」を
「イ」とし、同オを同号エとする。

第6条第5項中「第3条第2項第2号イ(ア)」を「第3条第2項第2号ア(イ)及び
(ウ)」に、「規模のホテル」を「ホテル（(イ)に掲げるものにあつては多目的ホール

を備えるものに、(ウ)に掲げるものにあつては客室の数が50室以上であり、平均客室面積が13平方メートル以上確保されるものに限る。)に、「5年度分(当該ホテルが多目的ホールを備えているものである場合は、7年度分)」を「7年度分」に改め、同条第6項中「第3条第2項第2号イ(イ)」を「第3条第2項第2号ア(ア)及び(イ)」に、「規模のホテル」を「ホテル(多目的ホールを備えるものを除く。)」に、「7年度分」を「5年度分」に改め、同条第7項中「第3条第2項第2号イ(ウ)に掲げる規模(同号イ(ア)に該当する場合を除く。)のホテル」を「第3条第2項第2号ア(ウ)に掲げるホテル(客室の数が50室以上であり、平均客室面積が13平方メートル以上確保されるものを除く。)」に、「5年度分(当該ホテルが多目的ホールを備えているものである場合は、7年度分)」を「7年度分」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例第3条の規定に基づき企業立地等事業計画の認定を受けている者については、改正後の藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例(第3条第2項第1号イ及び同項第2号エ(前号イに係る部分に限る。))を除く。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、条例に基づく支援措置を受けるための要件となる固定資産の取得等の期限を迎えるに当たり、ホテルに係る支援措置の内容の一部を見直したうえで、引き続き支援措置を実施する必要による。